

自然再生協議会アンケート調査結果について 〔構成員向け調査（現状課題等に関する調査）〕

1. 調査の概要

(1) 調査の趣旨

再生法施行後 5 年の経過を受けた検討にあたり、これまでに法の枠組み及び手続きを活用してきた各自然再生協議会から、その取組状況や自然再生を推進する上での現状課題等を把握し、これを踏まえ法施行状況の把握や必要な措置の検討に係る基礎資料を得ることを目的として調査を実施した。

(2) 調査の手法

全 19 協議会を対象とし、協議会事務局経由で各協議会で四分の一以上の構成員に調査票を配布いただいた。

このうち、113 の構成員より回答をいただいた。

(3) 調査期間

平成 19 年 12 月 26 日～平成 20 年 1 月 21 日

2. 調査結果

別紙のとおり。

協議会構成員の主体別意見(概要)

※()内の数字は意見の件数

1 専門家(126)

○財政上の措置

- ・ 協議会運営経費の確保(12)
予算の制約により協議会の時間や回数が少なく議論が不十分
- ・ 再生事業後の維持管理費・モニタリング経費(10)
科学的に意味あるモニタリングが現状予算で実施できるか懸念される

2 NPO法人等民間団体(231)

○財政上の措置

- ・ 民間団体等への活動支援(事業費)(16)
民間団体が継続的に自然再生を行う資金が不足
- ・ 協議会運営経費の確保(11)
協議会を継続的に運営するための経費確保が課題
- ・ 再生事業後の維持管理費・モニタリング経費(11)
日常的な維持管理に必要な経費への支援が必要

○協議会の組織・運営

- ・ 合意形成手法(10)
多数決による決議が跋扈しており時間をかけた協議が必要

○普及啓発

- ・ 地域住民への普及啓発活動の促進(13)
自然再生をより分かりやすく地域住民に伝えるための工夫が必要

3 関係地方公共団体・関係行政機関(105)

○財政上の措置

- ・協議会運営経費(9)

協議会の運営に関する予算が少ない中、今後の資金確保の目処が立たない

- ・再生事業後の維持管理費・モニタリング経費(9)

事業終了後のモニタリング経費等の確保に不安がある

○普及啓発

- ・地域住民への普及啓発活動の促進(10)

地域住民が関心を持ち、気運が醸成されるよう広く普及啓発を実施すべき

4 個人(168)

○協議会の組織・運営

- ・合意形成手法(14)

委員が多いため、会議のルールづくりが必要

- ・構成員選定の工夫・多様な者の参加(10)

各民間団体ができる範囲で自然再生に取り組んでいる現状であり、今後社会貢献を目的とした企業参加の促進が必要

○普及啓発

- ・地域住民への普及啓発活動の促進(13)

自然再生の多面的な効果(国土保全等)を広く地域住民へ普及啓発すべき

自然再生協議会アンケート調査結果(概要)
 [構成員向け調査(現状課題等に関する調査)]

※数字は意見の件数、全629件

1 財政上の措置等(法第15条)	
(1) 協議会運営経費の確保	
①運営経費	40
会場費、旅費、印刷費、外部講師謝金、現地スタッフ人件費等安定的な予算	
②基金の創設	13
基金創設に関する情報、構成員からの徴収、行政とは独立した予算確保、運営経費の透明化(会計報告)	
③調査費	2
必要な環境調査、技術的検討経費	
④普及啓発活動経費	7
一般市民への普及啓発活動経費、情報発信(H P)経費	
⑤全体構想・実施計画作成経費	2
構想・計画の作成に必要な各種経費	
(2) 活動経費(再生活動に係る経費)の確保	
①民間団体等への活動支援	
1) 事業費	41
活動経費に係る事業制度メニューの充実(事業制度の拡充)、優先採択、継続的な財政支援、企業からの支援、機器貸与、消耗品の補助	
2) 調査研究費	5
調査研究費(大学の研究含む)	
3) 民間団体等が協議会を立ち上げる場合の財源の担保	1
4) 技術的事項	2
必要な技術の向上、講習会	
5) 農家(地権者)が事業(維持管理)に主導役割を果たすためのシステムづくり	1
②官民協働事業の実施	9
行政・地域住民・N P O等が協働実施可能な事業制度の創設	
③民有地での事業の推進	13
公共事業の実施、民有地(トラスト地)での事業への支援充実	
④再生法に基づく事業の事業制度の創設	18
基本方針に沿った事業への支援、省庁横断的事业の実施、多種多様な提案に対応した事業実施	

農村地域における自然再生を主目的とした事業制度の創設

⑤事前の予算措置の明確化	7
計画作成前における予算措置の明確化、継続的な予算措置の担保	
⑥情報提供(経費関係)	13
民間団体等の活動事例、企業の助成事業、自然再生に活用可能な事業制度の紹介	
(3) 維持管理費(再生後の維持等に係る経費)の確保	
①再生後の維持管理・モニタリング経費	32
②維持管理に係る費用負担のあり方	5
③各種学術調査に係る研究費	1
(4) 経費全般	
①事業地が民有地の場合における特別な支援措置	2
②土地所有者への支援	3
民有地での事業実施に対する損失補償制度、税制上の優遇措置	
③企業支援(寄付等)への税制上の優遇措置	2
寄付金の非課税化	
④再生地への入山料、協力金制度、地域特別税の徴収	2
2 協議会の組織・運営(法第8条第4項)	
(1) 組織のあり方	
①協議会のあり方	21
協議会の位置付け(小委員会での検討結果の報告会に留まっている、協議会が単なる承認の場としてしか機能していない)	
再生事業後のモニタリング段階における協議会のあり方	
地域住民の意思が反映されるようなシステムの構築	
民間団体を主体とした流域レベルの協議会とすべき	
②必要な専門家の確保	10
協議会設立当初からの必要な専門分野に係る専門家の参加確保	
協議会での指導者が必要	
③多様な者の参加促進	5
地域住民の参加促進	
④構成員選定の工夫・多様な者の参加	24

自然再生の趣旨の徹底 社会貢献を目的とした企業参加の促進 一次産業従事者の積極的な参加(農業的土地利用と自然再生との共生)	
⑤人材育成	1 1
<u>協議会をリードする個人・団体の育成</u> 、再生事業を進める後継者の育成	
⑥分科会・WG等の設置	1 6
分科会・WG等の設置による検討の円滑化 各小委員会が各省庁の事業の承認機関とならない体制のあり方	
⑦協議会の組織化	3
参加呼びかけの周知方法の工夫・媒体の多様化	
⑧協議会の解散	1
<u>協議会の解散規定</u> があるべき	
⑨事業全体を統括する者	1
事務局以外に <u>事業全体を統括する恒久的専門職</u> が必要	
⑩事務局のあり方	1 1
人的支援(<u>専任の配置</u>)、開催数の増に向けた事務局サポート	
⑪自然再生を行う者の資格	2
自然再生を実施する者についての <u>資格審査</u> 、証明発行	
⑫地域の活動組織づくりや協議会への参画を助長・支援する仕組み	1
(2) 運営のあり方	
①合意形成手法	3 1
合意形成手法(学識経験者の意見が上手く反映されない、小委員会の意見が協議会に反映されない)	
協議手法の工夫(原案・たたき台の事前準備、意見の事前提出、前回の協議内容の確認、優先順位を決めて協議すべき、時間をかけた検討が必要、インターネットを活用した投票、メールによる意見集約)	
分科会方式による合意形成	
自然再生地の現状理解に基づく合意形成	
重要事項の議決について法規定があるべき	
協議会の合意形成や意思決定のための会議ルールづくりが必要	

②協議会の運営	16
インフォメーションの強化(協議過程、進捗状況の周知)	
適時適切な協議会の開催	
多様な意見の調整機能の充実	
③進行役の人選	3
会長等の <u>人選基準の明確化</u> 、地元の人を協議会の中心に据える	
④構成員の共通認識の醸成	1
再生の進捗状況を示した <u>工程表の作成</u>	
⑤協議会の運営に関する情報提供	8
会議ルールの事例提供、議論になりやすい点・相反意見の取りまとめ方法、各協議会での課題に対する解決策の情報提供	
3 相談に応じる体制(法第11条)	
(1) <u>支援体制の整備</u>	
①学術調査への支援	1
②外部専門家等によるアドバイス	17
協議会で解決困難な問題が発生したときに <u>適切なアドバイスの支援をする仕組み</u>	
専門家会議によるアドバイスを受け付ける仕組み	
③指導者・インタープリター養成	2
(2) <u>協議会間の連携促進</u>	1
協議会間の交流及び情報交換	
4 普及啓発	
(1) 一般市民・民間団体への普及啓発の推進	43
自然再生の必要性や法の趣旨の普及啓発	
都市住民へアナウンス・協議会への参加を促す	
企業参加の促進(社会貢献の必要性をPR)	
自然再生の多面的な効果を地域住民へアピール	
自然再生と地域産業の共生、地域の活性化に資することのアピール	
広範な住民参加を得るための現地視察等の実施	
(2) 研修等の機会の充実	18
自然再生の基礎知識や検討経緯の情報提供及び研修	

5	関係行政機関の連携	28
(1)	意見の調整	28
	各省間の自然再生のとらえ方、対処方針等の調整 協議会設立準備段階での関係部局との意見調整	
(2)	地方公共団体関係	2
	自然再生対象地域に関係する市町村の協力体制の充実	
(3)	関係行政機関による支援	5
	全体構想や実施計画の作成に係る関係行政機関の支援	
(4)	関係行政機関の協議会への参加・協力	13
	関係行政機関の自然再生への積極的参加	
6	事業推進のあり方	
(1)	規制措置	3
	再生対象区域における規制措置等の設定	
(2)	全国的視点に基づく自然再生の実施	5
	<u>自然再生が必要な地域を選定し財政措置を行う仕組み</u>	
(3)	社会科学的視点による検討	1
	自然科学だけではなく社会科学的視点に立った検討	
(4)	官民学の協働	3
	<u>大学の積極的関与・連携</u>	
(5)	<u>既存公共事業における自然再生事業の施工基準の整理</u>	1
7	情報提供	
(1)	協議会からの情報提供	11
	インターネット等による進捗状況の公表 <u>地域住民が実施可能な自然再生活動の内容</u> 保全が必要な箇所や対策の内容等の情報提供	

(2) 法の解説	18
法の趣旨・構成員の役割等に係る解説資料の作成	
協議会の設立手続きに係る解説資料の作成	
法に沿った自然再生の進め方に係るテキストの作成	
8 技術的事項	
(1) モニタリング・維持管理のあり方	
① 実施体制及び手法等の構築	14
モニタリング・維持管理の実施体制の構築	
市民と行政が協働した維持管理システムの構築	
大学等研究機関と協働したモニタリング実施	
簡易なモニタリング手法の導入、市民参加型調査の実施	
② 実施体制及び手法等の情報提供	21
モニタリング・維持管理の手法・役割分担・実施事例等の情報提供	
③ 普及啓発の促進	2
長期的なモニタリングの重要性に関する理解の促進	
(2) 事業評価手法の情報提供	6
全体構想の目標達成度の把握・事業評価のあり方	
(3) 再生技術の情報提供	16
<u>全国的な自然再生技術の集約</u>	
安価な再生方法の事例提供	
(4) 各種調査データの収集及び提供	8
調査研究成果のデータベース化	
行政から独立した組織で運営されるデータセンターの設立	
行政機関の保有する情報の公表	
<u>調査データを体系的に整理するなど協議会で得られた知見の集約</u>	
9 自然環境学習(法第3条第5項)	
(1) 自然環境学習の推進	4
<u>教育現場にエコ教育を取り入れる</u>	
大人向けの環境教育の実施	